

(様式第1号)

平成29年度 第2回芦屋市いじめ問題対策連絡協議会 会議録

日 時	平成29年10月19日(木) 14:00~15:45
場 所	芦屋市役所 北館4階 教育委員会室
出席者	会 長 由本 千恵子 副 会 長 田中 尚美 委 員 國友 千枝 委 員 山中 厚子 委 員 花尾 廣隆 委 員 根来 泰子 委 員 藤井 義典 委 員 俵原 正仁 委 員 大久保 文昭 欠席委員 細井 洋海 欠席委員 田中 徹 事務局 こども・健康部長 三井 幸裕 こども・健康部主幹(こども担当課長) 廣瀬 香 子育て推進課政策係長 阿南 尚子 子育て推進課政策係主事 藤田 翔子 教育委員会学校教育課主査 大石 健二
事務局	こども・健康部子育て推進課
会議の公開	一部公開 会議の冒頭に諮り、出席者9人中9人全員の賛成により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 「親子で考えよう!いじめをなくす魔法のことば」の選考については、協議の内容に個人情報等が含まれているため、非公開とする。
傍聴者数	0 人

1 会議次第

<開会>

- (1) 開会の挨拶
- (2) 会議運営上の説明

<内容>

- (1) 「親子で考えよう！いじめをなくす魔法のことば」の選考について
- (2) 芦屋市いじめ防止基本方針の改定について
- (3) その他

<閉会>

- (1) 事務連絡
- (2) 閉会の挨拶

2 提出資料

- 資料1 いじめ防止啓発事業「親子で考えよう！いじめをなくす魔法のことば」
募集の結果報告
- 資料2-1 いじめ防止啓発事業「親子で考えよう！いじめをなくす魔法のことば」
1次選考結果（非公開資料）
- 資料2-2 いじめ防止啓発事業「親子で考えよう！いじめをなくす魔法のことば」
選考基準表
- 資料3 芦屋市いじめ防止基本方針（改定版）案
- その他 いじめ防止啓発事業「親子で考えよう！いじめをなくす魔法のことば」
表彰式・講演会チラシ

3 審議経過

<開会>

- (1) 開会の挨拶

【事務局からの開会の挨拶】

- (2) 会議運営上の説明

【事務局より会議の運営等について説明】

【事務局より資料確認】

<内容1> 「親子で考えよう！いじめをなくす魔法のことば」の選考について

(由本会長) 事務局は「親子で考えよう！いじめをなくす魔法のことば」の選考について説明してください。

(事務局阿南) 選考に入る前に募集結果を簡単に報告させていただきます。資料1をお手元にご用意ください。

まず、募集期間は、平成29年7月21日から9月22日までと設定させていただき、市内在住及び在学の小・中学生とその保護者を対象に募集いたしました。結果は、全部で349作品の応募があり、小学生低学年か

らは59作品，小学生高学年からは108作品，中学生からは182作品という内訳となっております。また，公立だけではなく，私立や県立の中学校からも応募がありました。昨年度はいじめ防止の標語を募集し，700件を超える応募があったのですが，今回は昨年度の約半分の応募数という結果でしたので，原因の究明と今後の啓発について検討していきたいと思えます。

では，資料2-1と資料2-2をご覧ください。今からいじめをなくす魔法のことばの選考について，説明させていただきます。

9月中旬に皆様に選考基準案をお送りし，いただいた意見を踏まえ，資料2-2の選考基準を作成いたしました。この選考基準を基に，資料2-1にある35作品に絞り込んでおります。なお，応募作品をご覧いただくと，文字の間にスペースがあるものや，句読点などが入っているものなど様々ですが，あくまでも応募作品をそのまま転記しております。スペースや句読点も作品の一部としてご確認いただき，選考していただきたいと思えます。

35作品ある中からまずは10作品を選考し，選考した中から更に市長賞と教育長賞の作品を選考する，という流れを進めたいと思えます。なお，ここから先，選考に係る協議については非公開の取扱いになります。事務局からの説明は以上です。

【以降，協議のため非公開】

<内容2> 芦屋市いじめ防止基本方針の改定について

(由本会長) 報告事項「芦屋市いじめ防止基本方針の改定について」事務局から説明をお願いします。

(事務局阿南) 当日配布させていただきました資料3といじめ防止基本方針をご用意ください。いじめ防止基本方針は平成26年12月に策定いたしましたが，現在，今年度中の改定を目指し，内容を検証しているところです。改定する理由としましては，大きく2つございます。1つ目は基本方針を策定し3年が経とうとしておりますが，学校においていじめに対する組織的な対応が徹底できていないケースがあること，以前にも増してネットを利用したいじめ問題について注視しなければならないなど，現状の課題に対応できるようにする必要があるということ。2つ目はいじめ防止対策推進法が平成25年に施行され，当初の国の方針で3年を目途に内容を検証するとされており，昨年度既に方針を改定しております。続いて県でも昨年度末

に方針を改定したという経過がございますので、本市の基本方針につきましても、国や県が改定した内容を踏まえて反映する必要があるということです。

次にこの改定版の作成について説明いたします。本市には、いじめ問題対策審議会という附属機関があり、年に2～3回基本方針に基づく対策の調査、審議をしております。弁護士や医師、スクールソーシャルワーカーなど、専門的な知識を有する5名で構成しており、今回の改定についてご協議いただきました。その結果を踏まえてまとめた改定案を、今回皆様に報告させていただきます。今後、市のいじめ防止等対策推進本部や議会への説明などを経て、今年度中にはいじめ防止基本方針の改定版として確定させていきたいと思っております。

それでは、資料3に沿って説明させていただきます。全体の見方としては、網掛けの部分が前回から変更している箇所です。大きな変更点ではなく、文字等を修正しているところには下線を引いています。1ページ目は基本理念等に関する部分で、今回は特に改定する箇所はありません。2ページ目、いじめ防止等に関する基本的な考え方の「1 いじめの定義」ですが、3段落目の網掛けの前後を読みます。「この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、『心身の苦痛を感じているもの』との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。」ここに「また、児童生徒本人や周囲の状況等を客観的に把握しておくべきである」という一文を加えております。こちらは、いじめ問題対策審議会において、いじめの調査では、関係性の把握を進めていくものであり、いじめかどうかは普段の学校生活の人間関係や力関係等背景が大事である、という意見があり、変更いたしました。網掛け部分を中心に説明いたします。「また、『物理的な影響』とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。」の次に「けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。」と加えました。こちらは国の改定に倣って本市も追記しています。いじめとして扱われないけんかというものは限定的であるということから、慎重にいじめに該当するかどうかの判断をすることが必要ということで改定しております。次の部分を前段から読みます。「加えて、いじめられた児童生徒の立

場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、軽い言葉で傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、『いじめ』という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。」こちらも、国の改定に倣ったものです。前回、いじめの認知について、平成28年3月18日付の文部科学省の通知を紹介しましたが、既に本人同士で解決済みのものであってもいじめの件数には含まれるということを踏まえた改定箇所です。その下からの長い網掛けは、兵庫県の改定版の方針にあります「いじめの状況」という項目に沿って追記しており、現在のネットなどによるいじめの状況について詳しく紹介する内容となっております。

4ページはいじめ問題に対する基本的な視点を記載しています。項目2「早期発見」をご覧ください。「定期的に実施する」を実情に合わせて「毎学期実施する」に変更しております。

次に項目3「早期対応」の変更部分です。「教職員は、いじめを認知した場合は、いじめられている児童生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに収集し」という箇所は、国の改定に倣っておりますが、背景としては、学校が速やかに具体的な行動を取らなければ、被害に遭った児童生徒は、学校は何もしてくれないと思い、今後いじめの報告や相談を学校にしなくなってしまうという可能性があることから、早期対応を改めて示したものです。4ページの一番下の部分ですが、こちらはいじめの解消に関する定義を国の改定に倣い追記した部分です。学校はいじめが解消に至っていない段階では、被害者を守り通し、その安全安心を確保する責任があり、いじめが解消に至るまで被害者への支援を継続するという内容です。

続きまして7ページから市におけるいじめ防止等に係る取組を記載しています。項目1「教職員の資質能力の向上」という項目の中ほどで『『いじめ未然防止プログラム』(心の教育総合センター)等の活用や、いじめの具体的事例をもとにした校内研修の実施を促す。』と改定しています。「いじめ未然防止プログラム」とは、実際に学校でどのように授業を展開していけば良いのかといった授業プランや、研修プログラムなどで構成されたものです。続けて「さらに、初任者研修・年次研修・管理職研修等の研修を実施し、法令の理解や危機管理意識を向上させ、教職員のいじめの防止等のための対策に関する資質能力の向上に必要な措置を講じる。」と

あります。若い教員が増えており、毎年の初任者研修を始め、全職員に対しても研修を実施していく必要があることから、改めて追記した箇所です。

その下、項目2「早期発見・早期対応のための措置」の部分ですが、以前の基本方針にはスクールカウンセラーのみ明記しておりましたが、スクールソーシャルワーカーも今年9月から月2回各中学校に配置しているということを受け、追記しました。

次に、項目3「啓発活動」の中に「③ いじめ問題対策連絡協議会主催で、小中学生に対する啓発を企画し、全市的に取り組む。」とありますが、3年前には無かった取組ですので、追記しました。

8ページの項目5「インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策」ですが、インターネット関係のいじめの相談が多く、LINE（ライン）、メール等で悪口を書かれたなどへの対応が必要になっています。インターネットに対するいじめについては改めて明記する必要があるため、前回よりも一歩踏み込んだ内容で記載しております。

続きまして、9ページ、10ページをご覧ください。こちらは学校におけるいじめ防止等に係る取組について記載しており、前回よりもかなり内容を追加しています。項目は4つあります。項目1「学校いじめ防止基本方針」の策定ですが、追加部分は「すべての教職員の共通理解を図るため、年に複数回、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。さらに、学校の基本方針についての説明や意見交換をする機会を設ける等により児童生徒、保護者、地域住民等が確実に関わる仕組みを構築する。」という箇所ですが、学校いじめ防止基本方針に基づく指導の充実が必要であり、校内においても方針を周知していく必要があるという課題を踏まえたものです。また、それぞれの学校で策定している学校の基本方針は教職員間だけでなく児童生徒や保護者にも周知し、方針に関わるという仕組みを作るために追加した部分です。

続いて、主な事項の部分に「④ いじめ防止対策の達成目標の設定と取組の年間計画」を新たに記載しています。現段階では学校が年間のスケジュールを立てて取り組むまでは至っていないため、今後計画的に実践していけるよう県の改定に沿って、追記しました。

次に「⑥ 学校の方針のPDCA」ですが、方針を策定して終わりということではなく、定期的実施状況を確認し、必要に応じて改定していける仕組み作りが重要ということで、新たに加えました。その下の文章は、「⑥ 学校の方針のPDCA」の具体例になります。学校いじめ防止基本方針を実行的なものにし、取組を促す目的で、国の方針に倣って、本市で

も追記いたしました。

項目2「学校いじめ対策組織」の設置ですが、「いじめを発見した教職員が問題を抱え込むことがないように、いじめ防止等のための組織を中心とした情報共有の体制を作り、実効性の高い取組にするため」という網掛け部分を加えました。いじめを1人で抱え込んでしまったり、大した問題ではないと報告を忘れてしまったり、問題の情報共有ができていないのではないかと課題に対応するために追記した箇所です。その下の、「スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー」は先に説明したとおり、改めて明記しています。その下に「また、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うために、学校いじめ対策組織は、児童生徒及び保護者に対して、自らの存在及び活動が容易に認識される取組（例えば、全校集会の際に学校いじめ対策組織の教職員が児童生徒の前で取組を説明する等）を実施する。」とありますが、いじめ問題に対応する校内の組織があるということ、児童生徒や保護者に知ってもらう必要があることからこの一文を追記しております。

(山中委員) 「学校方針のPDCA」とありますが、PDCAとは何ですか。

(事務局阿南) Pは計画Planの頭文字Pです。Dは計画を実行するDoの頭文字Dです。Cは実行してどうだったかを評価するCheckの頭文字Cです。Aは評価した内容に基づいて改善するという意味でAct, Actionの頭文字Aです。計画するだけでなく、評価してより良くしていくという内容です。

(山中委員) ありがとうございます。

(事務局阿南) 10ページの項目3には、「就学前施設と小学校間や小・中学校間の連携により、配慮を要する児童生徒の情報共有を行う。また、同じ中学校区の各小学校からの生徒指導の内容も各教員が共有し、一貫した指導体制を確立する。」という文章を加えております。当然学校間で引継ぎ等を行っておりますが、職員の人事異動や、例えば6年生の情報があつたとしても5年生の時はどうだったのかといった過去の情報等については引継ぎが漏れてしまう現状があるということから、徹底する意味で追記しました。

続いて、項目4「早期発見・早期対応」に、「なお、アンケートは、記名式や無記名式を選択もしくは併用し、その他、生活実態調査に含めるなど児童生徒が記入しやすい形態で実施し、いじめの早期発見につなげる。(実施したアンケートは5年間保管する。)」という文章を加えています。こちらは少しでもいじめの早期発見に繋げられるよう、県の改定に沿って追記したものです。実施したアンケートは5年間保管するというのも、学校によってばらつきが出ないように明記しています。その下に「迅速に

問題解決に当たる」という一文を追記しています。対応の遅れにより、問題解決が困難になるケースがありますので、県の方針に倣って加えております。

11 ページですが、いじめ問題対策審議会の協議の中で委員の方からご指摘があり、「教育委員会が主体となり」という書き出しで始まっていた文章を「教育委員会は」に改めています。

主な改定部分を説明させていただきましたが、改定のポイントとしましては、学校のいじめ防止基本方針に基づく指導の充実、組織的な対応の徹底、教職員のいじめ対応能力の向上などの部分となります。

以上、何かお気づきの点などがございましたら、ご意見よろしくお願ひします。

(由本会長) 先ほどの報告について、何かご意見やご質問などはございませんか。

【全員質問等なし】

<内容3> その他

(由本会長) それでは、次第に沿って進みます。次の内容「その他」について、事務局から何かございますか。

(事務局阿南) 今後のいじめ防止啓発事業のスケジュールを連絡させていただきます。本日お配りしたお手元のチラシをご覧ください。

まず、本日協議いただいた結果につきまして、受賞者の所属する学校及び受賞者へ、早急に報告させていただきます。受賞者を対象に、いじめ問題対策連絡協議会主催で、表彰式を執り行います。日時は11月11日(土)14時、場所は保健福祉センター3階多目的ホールです。表彰式自体は30分程度を予定しており、その後16時まで講演会を実施いたします。講演会につきましては、前回の協議会でご提案いただき、いじめ問題対策連絡協議会の啓発事業としては初の試みになります。講演会は「親はいつでも子どもの最大の味方である」という、主に保護者世代の方々に聞いていただきたい内容で設定いたしました。講師は弁護士の峯本耕治先生です。主に大阪の学校現場で活躍されている先生で、児童虐待などの講演や本を執筆されています。心のこもった講演になると思いますので、是非お越しいただきたいと思います。定員は150名、託児と手話通訳と要約筆記も設定しております。講演会の内容を所属団体や関係機関の皆様へご案内いただけるようであれば、必要な枚数をご用意させていただきますので、終了後に事務局までお声掛けください。主に保護者対象として設定したテー

マですが、いろいろな方にお越しいただきたいと思います。よろしくお願
いいたします。

次にいじめ防止啓発の街頭キャンペーンを今年も実施いたします。11
月24日（金）16時から約1時間程度、JR芦屋駅のペDESTリアンデ
ッキ周辺で、児童虐待防止と女性に対する暴力をなくす運動との合同実施
です。その場で配布するいじめ防止啓発の案内にも、本日の選考結果を公
表する予定です。警察署長などにも参加いただくイベントで、今回は兵庫
県警のマスコットキャラクターも参加予定です。

最後に、例年実施している展示会ですが、市役所北館入ってすぐ左手の
展示スペースで、12月1日から12月15日まで行います。その後は阪
神芦屋駅から駐輪場までの通路にございます広報カメラアイという展示
ケースで、12月18日から1月11日までを予定しております。スケジ
ュールについての連絡は以上です。

（由本会長） ありがとうございます。表彰式と講演会のチラシで、特に気になるこ
となどはございますか。講演会まであまり日もございませんので、特に問
題がなければ、今後事務局にはこのチラシを持って、どんどん周知してい
ただきたいと思います。また、参加が可能な方は当日是非会場にお越し
いただきたいと思います。

（山中委員） このチラシは、小学校や保護者の方にお配りになりますか。

（事務局阿南） 市内の小中学校には生徒数分を配る予定です。

（田中副会長） メモ帳などの啓発グッズはどこで配るのですか。

（事務局阿南） 講演会に来て下さった方にもれなく差し上げる予定です。本日入賞が決
まった作品が11作品ございますが、今までは市長賞と教育長賞6作品を
使って啓発グッズを作りました。今年度についても、受賞作品を使ってグ
ッズを作れたらと考えております。

（田中副会長） 11日の講演会で配るのは、どのグッズですか。

（事務局阿南） 本日受賞が決まった作品を用いてのグッズは作成が間に合いませんので、
11日については昨年度作成したものを配布します。今回の受賞作品につ
いては、年度内に作りたいと考えています。街頭キャンペーンでは、いじ
め問題対策連絡協議会の名前が入った消しゴム等、他のグッズを配りたい
と思います。

（由本会長） それでは、チラシにつきましてはこの内容で今後周知いただきますよう、
事務局の方はよろしくお願いいたします。

【事務局より事務連絡】

(由本会長) これをもちまして平成29年度第2回いじめ問題対策連絡協議会を終了いたします。どうもありがとうございました。

<閉会>